公 示 日 : 2021年6月23日

調達管理番号:21a00348 国 名:パキスタン

担 当 部 署 : パキスタン事務所

調 達 件 名:パキスタン国 ICT 産業振興アドバイザー業務

## 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:ICT 産業振興アドバイザー

(2) 格 付 :3号

(3) 業務の種類:専門家業務

## 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2021年9月下旬から2023年8月上旬

(2) 業務 M/M:現地 7.00M/M、国内 5.60M/M、合計 12.60M/M

(3) 業務日数:

第1次国内業務20日、現地業務60日

第2次国内業務30日、現地業務60日

第3次国内業務40日、現地業務45日

・ 第 4 次 国内業務 20 日、現地業務 45 日、国内整理 2 日本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 1 2 ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の20% を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の20%を限度とする。

## (5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します 。

1) 2021年度内(2022年2月頃)

2) 2022 年度内(2023 年 2 月頃)

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 7月14日(水) (12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き(PDF/352KB) https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition 2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

業務実施の基本方針
業務実施上のバックアップ体制
4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験② 対象国又は同類似地域での業務経験8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	情報通信(ICT)産業振興にかかる各 種業務
対象国/類似地域	パキスタン/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:特になし

#### (2) 必要予防接種 : 特になし

## 6. 業務の背景

パキスタンの産業は、GDP(2020/21年度)の構成比で農業 19%、鉱工業 19%、サービス業 62% (パキスタン政府統計 2021年)となっており、サービス業が大半を占めている。サービス業の中では、特に卸売・小売や運輸・通信が主要な産業となっており、その中でも特に ICT 産業は過去 4年の累計成長率が 100%増と成長の著しい産業である (パキスタン投資庁 2018年)。そのため、ICT 産業は今後の経済成長を牽引する主要産業となることが期待されている。

また、パキスタン全体の輸出に占める産業別の比率として、繊維が 57%を占めており、付加価値の高い輸出産品が限られるパキスタンにとっては、ICT 産業は輸出増・対外収支改善を牽引し得るポテンシャルのある分野でもある (UN Comtrade 2019年)。パキスタンソフトウェア輸出庁によれば 2019/20 年度のICT 輸出額は約 12.3 億ドルと、前年比 23.7%増で急成長しており、財・サービス輸出額合計においても、4.6%を占めている。特に ICT の輸出では、ソフトウェア開発及びソフトウェアサービス提供が多く、当該分野の高成長を担っている(パキスタンソフトウェア輸出庁 2020年)。さらに、人材の面でも、パキスタンでは年間 2 万人の IT 技術者が輩出され(パキスタンソフトウェア輸出庁2020年)、一部は欧米の有名企業からの業務を請負うレベルにあり、他の開発途上国と比較して低廉な賃金で雇用できる魅力を有している。

このような期待の下、パキスタン政府は ICT 産業の発展に関して「デジタルパキスタン政策(2018)」において、情報通信(ICT)産業の海外展開を推進する方針を掲げている。特に、海外展開においては、先進・高付加価値技術分野への進出や海外企業によるパキスタン人材の活用促進が重点施策とされているが、そのためには海外企業・市場とのリンケージの強化が課題となっている。以上を踏まえ、パキスタン政府は日本市場のニーズに応じた ICT 人材の育成及び ICT 産業発展のための施策の強化にかかる協力を要請した。

我が国では、深刻な ICT 人材不足に直面しており、2030 年には ICT 人材が 45 万人不足すると言われている(経済産業省 2018 年)。特に中小企業では、日本国内の労働力不足を受け、質が高い ICT 人材を合理的な賃金水準で確保することが困難となっている。近年、中国、インド、ベトナム等の外国人材の活用も進められてきた中で、より安価で豊富なパキスタンの ICT 人材の活用や ICT 企業との協業に関心を示す日本企業も出ているが、パキスタンの ICT 人材・企業に関する日本企業の知識や関係はいまだに限られており、これらを有機的に結び付けることで、パキスタン及び我が国の両方にとって互恵的な関係を構築できる可能性を秘めている。本業務は、このような日本及びパキスタンが抱える

課題に対して、日本企業での活用を見据えたパキスタン ICT 人材の育成・活用や、日本・パキスタン間のビジネス及び投資等のマッチングを促進し、両国のICT 産業の発展を図ることを目的に実施するものであり、パキスタン政府のICT 分野に係る戦略とも一致する。

#### 7. 業務の内容

う留意する。

本業務従事者は、パキスタン ICT 人材の有効活用及び日本・パキスタンの ICT 産業の発展に向けて、パキスタン情報通信省(Ministry of Information Technology and Telecommunication: MoITT)をカウンターパート(以下「C/P」)機関とし、ICT 分野の人材育成・雇用促進及び産業振興に携わる関係省庁・政府機関、教育・訓練機関、民間団体・企業等を主要な関係者として、日本企業が求めるパキスタン ICT 人材の育成・活用、及び、市場ニーズに基づく日本・パキスタン両国間のICT ビジネス・投資のマッチングのための方策及び実施体制の立案・試行を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。なお、以下の業務を通じて、C/P を始めパキスタン政府側のオーナーシップを引き出しつつ、能力強化を図っていくよ

- (1) 第1次国内業務期間(2021年9月下旬~10月中旬)
  - ① 既存の JICA 報告書、パキスタン及び日本の政府関係省庁・機関及び民間団体・調査機関等が作成した関連報告書等を参照し、パキスタン及び日本の双方における ICT 分野の産業及び人材の現状と課題を把握する。
  - ② 日本における外国 ICT 人材の活用促進に携わる関係政府機関や民間団体・組織・企業等から、外国 ICT 人材の受入制度や、育成・資格付与・雇用の取り組み内容と状況にかかる情報を収集・整理する。これに基づき、パキスタンとの ICT 人材マッチングに関心のある機関・団体・組織・企業等をリストアップする。
  - ③ 上記②でリストアップしたパキスタンとの ICT 人材マッチングに関心のある機関・団体・組織・企業等の意見・関心を踏まえて、本業務において実施するパキスタンICT人材と日本企業のマッチングのためのトライアルプログラムの素案を作成する。トライアルプログラムの実施時期は 2022 年夏季(6 月後半から 7 月前半の間)を想定し、規模・内容・期間等は、JICA 及び関係するパキスタン政府省庁・機関等が支出可能な予算、及び、日本への渡航・滞在にかかる法規制・手続上の制約を踏まえた現実的なもの(例えば企業紹介フェア、1 か月未満の短期インターン、業務課題への提案公募コンペ等。オンライン方式も可)とする。
  - ④ 日本政府や民間団体等が日本または他国において実施する、ICT 人材または高度人材のマッチングを目的とするジョブフェア等のイベントの

スケジュールを把握し、本業務においてパキスタン ICT 人材の参加の奨励・支援を行う対象の候補をリストアップする。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関や教育・訓練機関等、または本人が負担することを想定する。

- ⑤ ICT 分野における日本企業、業界団体、投資家等から、外国企業への業務委託・業務提携、海外進出、投資等の動向及びニーズにかかる情報を収集・整理する。これに基づき、パキスタンとの ICT ビジネス・投資マッチングに関心のある機関・団体・組織・企業等をリストアップする。
- ⑥ 日本において実施される、ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントのスケジュールを把握し、本業務においてパキスタン ICT 企業等の参加の奨励・支援を行う対象の候補をリストアップする。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担することを想定する。
- ⑦ JICA パキスタン事務所及び南アジア部と連絡・調整の上、現地及び国内における業務内容を整理する。
- ⑧ ワークプラン(英文)を作成し JICA パキスタン事務所による確認の後 提出する。
- (2) 第1次現地業務期間(2021年10月下旬~12月中旬)
  - ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
  - ② パキスタンにおける ICT 人材の技術・日本語能力水準を分析し、日本における ICT 人材ニーズと比較して、パキスタンの ICT 人材育成における課題を整理する。ICT 人材の技術・日本語能力水準の分析にあたっては、情報処理技術者試験 (ITEE 及び ITPEC 試験)、各種ベンダ資格、日本語能力試験 (JLPT)、BJT ビジネス日本語能力テスト等の、既存の枠組みを参照・活用すること。本件調査・分析においては、JICA パキスタン事務所と協議の上で必要に応じて、JICA パキスタン事務所が管理する在外事業強化費を用いた現地再委託調査を行う。
  - ③ パキスタンにおいて ICT 人材の教育・訓練や外国における雇用・就労促進を行っている政府省庁・関係機関、教育・訓練機関、民間団体・組織・企業等を把握し、その活動状況を整理する。
  - ④ パキスタンにおいて ICT 人材の教育・訓練や外国における雇用・就労促進を行っている政府省庁・関係機関、教育・訓練機関、民間団体・組織・企業、並びに求職者に対して、日本における ICT 人材ニーズとパキスタン ICT 人材の技術水準、及び、日本における外国 ICT 人材の受入・雇用の制度や状況を紹介するためのセミナーを実施する。セミナーは原則と

- してオンライン方式で行う。
- ⑤ 第1次国内業務において作成した素案に基づき、本業務において実施するパキスタンICT人材と日本企業のマッチングのためのトライアルプログラムの実施案を作成し、関係するパキスタン政府省庁・機関や教育・訓練機関と協議、合意する。
- ⑥ 2021 年後半から 2022 年前半にかけて日本政府や民間団体が実施する ICT 人材または高度人材のマッチングを目的としたジョブフェア等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 人材の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関や教育・訓練機関等、または本人が負担する方針で調整する。
- ⑦ パキスタンにおいてICT分野の産業振興や起業支援を行っている政府省 庁・関係機関、民間団体・組織・企業等を把握し、その活動状況を整理 する。
- ⑧ パキスタンにおける ICT 分野の企業・人材情報の蓄積及び対外発信、並びにこれらに基づくビジネス・投資マッチングの現状を把握し、その改善策について関係するパキスタン政府省庁・機関や民間団体・組織・企業等と協議、検討する。
- ⑨ 2021 年後半から 2022 年前半にかけて日本国内において ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 企業等の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。
- 面国間のビジネス・投資マッチングを目的とした、パキスタンから日本へのビジネスミッションにつき、時期・内容・参加者等を検討し、パキスタン側関係者と協議・調整の上で素案を作成する。時期は第3次国内業務期間中を想定するが、日本国内におけるイベントスケジュール等も勘案の上で計画、提案すること。渡航・滞在費については、パキスタン政府の要人は JICA の招へい事業として JICA 負担とするが、パキスタンの政府一般スタッフや民間経済人はパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。ミッション中にセミナー等の独自イベントを開催する場合、その費用は JICA 負担とすることを想定する。
- ① 第1次現地業務完了に際し、第1次業務結果報告書(第1次国内業務及び第1次現地業務が対象、英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ① JICA パキスタン事務所に第 1 次業務結果報告書(和文・英文)を提出 し、業務結果を報告の上、第 2 次以降の業務計画等について打ち合わせ

を行う。

- (3) 第2次国内業務期間(2022年2月上旬~3月中旬)
  - ① 第1次現地業務において収集・整理した、パキスタンICT 人材の技術・ 語学水準、及び、その教育・訓練や外国における雇用・就労促進にかか る活動状況と関係機関の情報をとりまとめ、パキスタンとのICT 人材マ ッチングに関心のある日本の機関・団体・組織・企業等に対して、オン ラインセミナー等の方法により提供する。
  - ② 第 1 次現地業務において作成した、パキスタン ICT 人材と日本企業のマッチングのためのトライアルプログラムの実施案を、パキスタンとのICT 人材マッチングに関心のある日本の機関・団体・組織・企業等に提示し、必要に応じてパキスタン側関係者とも連絡・協議の上で、パキスタン ICT 人材及び受入日本企業に対する参加募集等、実施のための調整を行う。
  - ③ 第 1 次現地業務において収集・整理した、パキスタン ICT 企業、及び、ICT 分野の産業振興や起業支援を行っている政府省庁・関係機関や民間団体・組織・企業等の情報をとりまとめ、パキスタンとの ICT ビジネス・投資マッチングに関心のある日本の機関・団体・組織・企業等に対して、オンラインセミナー等の方法により提供する。
  - ④ パキスタンから日本へのビジネスミッションにつき、第1次現地業務で作成した素案を、パキスタンとのICTビジネス・投資マッチングに関心のある日本の機関・団体・組織・企業等に提示し、必要に応じてパキスタン側関係者とも連絡・協議の上で、実施案の作成・調整を行う。
  - ⑤ 両国間のビジネス・投資マッチングを目的とした、日本からパキスタンへのビジネスミッションにつき、時期・内容・参加者等を検討し、日本側関係者と協議・調整の上で素案を作成する。時期は第3次現地業務期間中を想定するが、パキスタン国内におけるイベントスケジュール等も勘案の上で計画、提案すること。渡航・滞在費については原則として参加者の自己負担とするが、現地での武装警護付き車両借上げ等の交通費や、独自にイベントを実施する場合のイベント開催費等は、JICA 負担とすることを想定する。
  - ⑥ 2022 年前半に日本国内において ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 企業等の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。
- (4) 第2次現地業務期間(2022年5月中旬~7月上旬)

- ① パキスタン ICT 人材と日本企業のマッチングのためのトライアルプログラムを準備、実施する。
- ② 2022 年後半に日本政府や民間団体が日本または他国において実施する ICT 人材または高度人材のマッチングを目的としたジョブフェア等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 人材の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関や教育・訓練機関等、または本人が負担する方針で調整する。
- ③ パキスタンにおける ICT 分野の企業・人材情報の蓄積及び対外発信、並びにこれらに基づくビジネス・投資マッチングにつき、第 1 次現地業務において協議・検討した改善策の実施状況を確認し、助言・指導を行う。
- ④ パキスタンから日本へのビジネスミッションにつき、第2次国内業務で作成した実施案をパキスタン側関係者へ提示し、参加募集を含めて実施のための調整を行う。
- ⑤ 日本からパキスタンへのビジネスミッションにつき、第2次国内業務で作成した素案をパキスタン側関係者へ提示し、必要に応じて日本側関係者とも連絡・協議の上で、実施案の作成・調整を行う。
- ⑥ 2022 年後半に日本国内において ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 企業等の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。
- ⑦ JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で ICT 分野における次期協力 案件を検討し、パキスタン政府省庁・機関等に対する提言を行う。これ に基づき、パキスタン政府省庁・機関等に対して要請書の作成・提出に かかる助言・支援を行う。
- ⑧ 第2次現地業務完了に際し、第2次業務結果報告書(第2次国内業務及び第2次現地業務が対象、英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑨ JICA パキスタン事務所に第 2 次業務結果報告書(和文・英文)を提出 し、業務結果を報告の上、第 3 次以降の業務計画等について打ち合わせ を行う。
- (5) 第3次国内業務期間(2022年9月上旬~10月下旬)
  - ① 2022 年後半において日本政府や民間団体が日本または他国において実施するICT人材または高度人材のマッチングを目的としたジョブフェア等のイベントが開催されるようであれば、パキスタンICT人材の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関や教育・訓練機関等、または本人が負担する方針で調整する。

- ② パキスタンから日本へのビジネスミッションを準備、実施する。
- ③ 日本からパキスタンへのビジネスミッションにつき、第2次現地業務で作成した実施案を日本側関係者へ提示し、参加募集を含めて実施のための調整を行う。
- (6) 第3次現地業務期間(2022年11月上旬~12月中旬)
  - ① 日本企業のニーズに応じた ICT 人材の育成のための方策、及び、各方策の中心的な実施主体、これに連携・協力する政府機関や教育機関、民間団体・企業等とその役割、方策実施のために必要な組織・予算・人員にかかる実施体制の案をとりまとめ、2023 年以降の段階的実施に向けてパキスタン側関係者と協議、検討を行う。
  - ② 日本企業によるパキスタンICT人材の雇用を促進するための方策、及び、各方策の中心的な実施主体、これに連携・協力する政府機関や教育機関、民間団体・企業等とその役割、方策実施のために必要な組織・予算・人員にかかる実施体制の案をとりまとめ、2023 年以降の段階的実施に向けてパキスタン側関係者と協議、検討を行う。
  - ③ パキスタンにおいて ICT 人材の教育・訓練や外国における雇用・就労促進を行っている政府省庁・関係機関、教育・訓練機関、民間団体・組織・企業、並びに求職者に対して、日本における ICT 人材ニーズとパキスタン ICT 人材の技術水準、及び、日本における外国 ICT 人材の受入・雇用の制度や状況を紹介するためのセミナーを実施する。セミナーは原則としてオンライン方式で行う。
  - 4 日本からパキスタンへのビジネスミッションを準備、実施する。
  - ⑤ パキスタンにおける ICT 分野の企業・人材情報の蓄積及び対外発信、並びにこれらに基づくビジネス・投資マッチングの促進のための方策及び実施体制の案をとりまとめ、パキスタン側関係者と協議、検討を行う。
  - ⑥ 第3次現地業務完了に際し、第3次業務結果報告書(第3次国内業務及び第3次現地業務が対象、英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑦ JICA パキスタン事務所に第 3 次業務結果報告書(和文・英文)を提出し、業務結果を報告の上、第 4 次以降の業務計画等について打ち合わせを行う。
- (7) 第4次国内業務期間(2023年2月上旬~2月下旬)
  - ① 日本企業によるパキスタンICT人材の雇用を促進するための方策、及び、各方策の中心的な実施主体、これに連携・協力する政府機関や教育機関、民間団体・企業等とその役割、方策実施のために必要な組織・予算・人員にかかる実施体制の案を日本側関係者に紹介し、段階的実施に向けた調整を行う。

- ② パキスタンにおける ICT 分野の企業・人材情報の蓄積及び対外発信、並びにこれらに基づくビジネス・投資マッチングの促進のための方策及び実施体制の案を日本側関係者に紹介し、段階的実施に向けた調整を行う。
- ③ 第3次国内業務及び第3次現地業務において実施したビジネスミッションを受けて、ビジネス・投資マッチング候補案件のフォローアップを行う。
- ④ 2023 年前半において日本国内で ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 企業等の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。
- (8) 第4次現地業務期間(2023年5月中旬~6月下旬)
  - ① 日本企業のニーズに応じた ICT 人材の育成のための方策、及び、各方策の中心的な実施主体、これに連携・協力する政府機関や教育機関、民間団体・企業等とその役割、方策実施のために必要な組織・予算・人員にかかる実施体制につき、パキスタン側関係者による取り組み状況を確認し、助言・指導を行う。
  - ② 日本企業によるパキスタンICT人材の雇用を促進するための方策、及び、 各方策の中心的な実施主体、これに連携・協力する政府機関や教育機関、 民間団体・企業等とその役割、方策実施のために必要な組織・予算・人 員にかかる実施体制につき、パキスタン側関係者による取り組み状況を 確認し、助言・指導を行う。
  - ③ パキスタンにおける ICT 分野の企業・人材情報の蓄積及び対外発信、並びにこれらに基づくビジネス・投資マッチングの促進のための方策及び実施体制につき、パキスタン側関係者による取り組み状況を確認し、助言・指導を行う。
  - ④ 2023 年前半において日本国内で ICT 分野のビジネス・投資のマッチングや営業・広報を目的とする展示会等のイベントが開催されるようであれば、パキスタン ICT 企業等の参加を奨励・支援する。参加にかかる費用は関係するパキスタン政府省庁・機関または民間団体・組織・企業が負担する方針で調整する。
  - ⑤ 主として日本との関係において、パキスタンの ICT 人材の育成・活用や 産業発展のための方策にかかる最終セミナーを実施する。
  - ⑥ ICT 分野における次期協力案件につき、2022 年度中に要請または採択が 完了していないようであれば、2023 年度中の要請及び/または採択に 向けて、JICA パキスタン事務所と協議・調整の上で、パキスタン政府省

庁・機関等に対する助言・支援や、JICA・日本政府による要請案件の検 討に資するための情報収集・提供を行う。

- ⑦ 第 4 次現地業務完了に際し、第 4 次業務結果報告書(第 4 次国内業務及び第 4 次現地業務が対象、英文)を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA パキスタン事務所に専門家業務完了報告書(和文)及び第 4 次業 務結果報告書(英文)を提出し、業務結果を報告する。
- (9) 帰国後整理期間(2023年7月下旬)専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に報告する。

#### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン(全体)

実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案)などを記載。

英文 3 部 (JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 業務結果報告書

各次の国内・現地業務終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。 英文3部(JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部、C/P 機関へ各 1 部)

和文2部(JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部へ各1部) ただし、第4次業務結果報告書(和文)は(3)専門家業務完了報告書 をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

2023年7月10日までに提出。

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA パキスタン事務所、JICA 南アジア部に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\_202103.pdf 留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒カタール⇒イスラマバード⇒カタール⇒日本を標準とします。コロナ禍により欠航便がある等の場合は、見積時点で現実的な航路にて見積ってください。

(2) コロナ対策に関する経費

PCR 検査費用、隔離期間の待機費用等は見積書には計上不要です。契約 交渉時に確認します。

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA パキスタン事務所より 業務従事者に対し、必要に応じ臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経 費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- 現地傭人費
- 任国内航空賃
- 消耗品費
- 通信運搬費
- 資料作成費
- ・セミナー・ワークショップ等開催費、会議費
- \* 臨時会計役とは、会計役としての職務(例:在外事業強化費の受取り、 支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱 される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理 者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

# 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M 及び渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の通りそれぞれ 7 M/M 及び 4 回を上限とします。また、派遣期間については、各年の断食月(ラマザン)及びイード休暇(断食明け及び犠牲祭の 2 回)やその他の宗教 行事・公休日を勘案の上で提案してください。現時点でパキスタン入国時は 10 日の自主隔離が義務付けられています。隔離期間日数のうち、数日の範囲で現地業務を行う可能性があります。

② 現地での業務体制 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎:便宜供与あり

イ) 宿舎手配:第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ:第1次現地派遣開始時における C/P 機関と の協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供:情報通信省内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)

### (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構南アジア部南アジア第二課

(TEL:03-5226-8659/mail: Yoshioka.Koki@jica.go.jp) にて配布します。

- ・次世代 ICT 大国パキスタン—デジタルビジネスの新たな選択肢— (JICA、2021 年 5 月)
- ・パキスタン高度外国人材海外基礎情報(ジェトロ、2021年3月)
- Pakistan's IT Industry Overview (パキスタンソフトウェア輸出庁、 2020 年)
- ・Digital Pakistan Policy(パキスタン情報通信省、2018 年)
- Accelerate to the Digital State: Digital Agenda Framework (パキスタン情報通信省、2017年)
- National Investor Roundtable 2.0 White Paper (パキスタン National Incubation Center、2020 年 9 月)
- Digital Pakistan: A Business and Trade Assessment (世界銀行、2020 年 5 月)
- ① 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」 及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール
    - タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
    - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を 求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効 とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じることになっているため、これに沿って上記10. (1)③ ウ)によりJICA事務所が手配・便宜供与を行います。

- ア) セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輌に同乗させる。
- イ)使用する車輛は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf">http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf</a>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上